間接差別禁止の視点から考える日本の雇用の課題

元労働大臣官房参事官 竹村 猛

はじめに

別とは何かをみなさんと一緒に考えてみたいと思います。課題となっているのです。今日は国際的な観点から人権とは何か、差別は現在、国際的に見ると差別問題の中核であり、人権問題の中心的別は現在、国際的に見ると差別問題の中核であり、人権問題の中心的別とは行きわたっておりません。しかし、この間接差別という今年の4月から男女雇用機会均等法が改正されて、間接差別という

だ、そして社会正義を否定するような労働者に対する中間搾取がある 界大戦が起きた原因は何か。それは社会正義が実現されていないから 必要があります。この二つを比べてみるといろいろな特徴があります。 るだけ多くの国が賛同するために一般論もゆるやかです。例えば、 1969年にノーベル平和賞を受賞しています。 ルサイユ条約という平和条約に基づいて成立したのがILOなので からだ、と。そういうことでわざわざ13章に労働が書き込まれ、 イユ条約の中で設立が決まったものです。その主旨は、このような世 にできました。これは第一次世界大戦の講和条約、いわゆるベルサ ILOという機関は現存する機関の中で一番古いもので、 O)です。国際的な動向を知るにはこの両方の考え方を十分理解する あります。一つは国際連合(UN)、もう一つは国際労働機構(IL 国連は第二次大戦の産物ですから、 人権とは何かということです。 国際的には大きな機関が二つ ILOの方が古いわけです。 国連というのはでき 1919年

り、また附属議定書というものも条約ごとにあります。合わない場合のために、逃げ道を作っている。それは留保や宣言であ本文が書かれているのが普通です。しかも、条文が自分の国の実情につの条約を採択する時も、みんなが賛同しやすいような一般論で条約

国連と一L0

です。 ちろん単に宣言するだけでなく審査を受けて通っているのですが。そ 本国民は国連に直接訴えることができません。こういう留保・宣言・ 落としています。 るがこの条項については留保すると、こういう宣言をするのです。 ある」と。我が国はそれを留保しているのです。つまり条約は批准す 約第四条のA項・B項にまたがってこういう意味の条項があるのです。 ます。ただ、留保・宣言・附属議定書をフルに使っています。この条 え出ることができるのですが、そういう細かな手続きは附属議定書に 条約を批准した国が履行しているかどうか、その国の国民が国連に訴 団体交渉権の例外として、 れからもう一つ、団結権について国連の条約にあるのですが、団結権・ 「差別および差別を煽動することは、法律に照らして罰すべき犯罪で では、具体的にどういうことか述べてみます。 人種差別撤廃条約というのがあります。 それに消防も含めることを日本は宣言しています。それから、 しかし日本は附属議定書を批准していないので、 軍隊と警察には認めなくてよいという条約 それは日本も批准して 人権問題の条約の

度です。 附属議定書はできるだけ多くの国が批准し易いよう国連が配慮した制

識していただきたいと思います。
それに対してILO条約はまるで違います。
日日の景章19条報告に基づき、批准していない国は過去1年間どいでは、加盟国は必ず無条件で批准したら憲章22条に基づく報告としたが課せられています。そして批准したら憲章22条に基づく報告としが課せられています。そして批准したら憲章22条に基づく報告として、批准後何をしたか逐一本部に報告する義務があります。国連の条約、ILO条約など国際的にいろいろありますが、大きなこの二つの組織には基本的な差があります。こういうさいがあります。国連の条約、ILO条約など国際的にいろいろありますが、大きなこの二つの組織には基本的な差があるということを認違いがあります。国連の条約、ILO条約など国際的にいろいろありで、批准後何をしたか逐一本部に報告する義務があります。国連の条約、ILO条約など国際的にいろいろありた。

人権とは何か

普遍的な概念は当然きちんと決められているわけです。 という情緒的な包括的な雰囲気がどこかあるように思います。しかし、 もいうのか、「人権とは何かを言わなくても分かる」「人権は人権だ_ ず、人権とは何か。我が国は概念的に規定するのが苦手な国民性とで ものです。私なりに国際文書を要約したものが今日のレジメです。 ているのは、 生活慣習も、 ついて話す。 国際社会ではそうはいきません。200近い国が集まって人権問題に でそのまま読み上げます。 人権とか差別というものは普遍的で、UNとILOの両方に共通の 国際人権宣言の第一条だと思います。これは短い文章な 国々の法律も違う所では話が前に進みません。そういう 人権が明確に規定されていないと、言葉も文化も宗教も 最も要約され ま

「すべて人は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利に

同胞の精神を持って接しなければならない」ついて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、お互い

基本的には国連もILOも、この第一条を基本にした人権の定義が を利の東なのです。 基本的には国連もILOも、この第一条を基本にした人権の定義が 基本的には国連もILOも、この第一条を基本にした人権の定義が を行うです。ところが日本では、このうちの「同胞の精神を持って接する」、この「自由・平等・同胞の精神」の3 の話となると、「思いやりの心」とか「いたわりの気持ち」が非常に の話となると、「思いやりの心」とか「いたわりの気持ち」が非常に を行うの話となると、「思いやりの心」とか「いたわりの気持ち」が非常に はないかと思います。人権 の話となると、「お互いに を利の東なのです。

h_o した 題がついた「平等」です。二つとも国家が保障した平等ではありませ きません。「法のもとの平等」と「家族生活における男女平等」の副 その多くは国が保障している。 す。それを見ると日本の憲法は非常に特色があります。例えば、 先進国の、 されているのですね。2世紀終りごろの人権とは、「成人した、男の、 現在の辞書では「ヒューマン・ライツ」になっています。9年に改訂 引いてみると、日本語の辞書でありながら最初に英語が出ます。 詞で「ライト」の複数形が「ライツ」なのです。広辞苑という辞書を は20世紀の半ば1945年に終戦を迎え、今の憲法が作られていま ことは男性の権利ですね。これは10年以上前の辞書です。ところが 辞書では「ライツ・オブ・マン」となっていました。「マン」という いますが、そういうものの束が人権なのです。だから文字通り普通名 日本国憲法で言えば11条から40条まで、基本的な権利が規定されて これが特徴です。 「自由」という言葉は前文を含めると11回出てきます。 キリスト教徒の人権」という色合いが強い。しかし、 もう一つの「平等」 は、 2回しか出て しかも

人権の柱(IL0)

約は 懲役制度を変えないとこの条約を批准できないのです。これだけIL うち105号条約の キがペアになっている。また、

122号条約には

雇用政策があります まず「自由」とは条約87号の「結社の自由」です。また、105号条 向けて努力するという旗印です。また、こういうことをしてはいけな なければならない義務を課すものなのです。 O条約が厳しいということです。そして、いつか必ず無条件で批准し ため例え教育の手段であっても強制労働は禁止されており、日本では ていません。何故かというと、この条約は「教育を含む」としている いというのがブレーキです。この二つを組み込んでいるのが特徴です。 項目に必ずアクセルとブレーキを設けています。アクセルとは目標に かというと、 4本柱で人権が組み立てられています。 ILOでは 国家による完全雇用の保障という意味合いを込めています。この 「強制労働の禁止」です。同じ「自由」の中にアクセルとブレー 労働の自由、 「自由」と「平等」の他に、「尊厳」と「安全保障」 「強制労働の禁止」ですが、日本はこれを批准し 結社の自由などです。ただ、ILOは同じ ではILOの「自由」とは何 0)

ないので、残念ながら未だに批准できていないのです。
ていません。これは国内法と条約が完全に一致していないと認められて、111号がブレーキとしての差別禁止です。これも日本は批准しブレーキです。100号条約がアクセルとしての男女同一賃金につい「労働条件の平等」「保障の平等」です。2つの側面とは、アクセルと3つの分野と2つの側面とがあります。3つの分野とは、「男女の平等」次に、「LO条約の2番目の柱である「平等」について。これには次に、「LO条約の2番目の柱である「平等」について。これには

「尊厳」は、母性の保護とか、人間が人間たる尊厳を損なわない最

います。103号が母性について、169号が種族民条約と言われてじです。103号が母性について、169号が種族民条約と言われてです。15歳以下の者を使用してはいけない。発展途上国であっても同低の生活を保障する賃金制度です。26号が最低賃金、33号が最低年齢

りがちですが、 り立っています。 ては、 件が4項目しかありません。人員整理の客観的必要性、 ない。このように、人権は国際社会では自由と平等、尊厳と保障で成 その期間は本人の自由に過ごさせていいのか国民の合意が得られてい めたものです。従って日本は批准できていません。ILO条約に関し しILOの条約ではこの項目は7つあります。この条件に加えて、 協議をし尽くしたか。これが解雇理由の4条件というものです。 の理由に合理性があるか、解雇の回避努力をしたか、 すが、国際的な視野で見ると、日本は雇用主側の理由による解雇の条 が労災の補償金と待遇、 雇される側の弁明のチャンス、十分な予告期間、特別手当の支給を含 る条約です。 最後の柱が「安全」と 日本は非常に批准率が低い国です。例えば懲役制度につい 日本では一度採用すると解雇が難しいと信じられていま 国際社会では「権利の東」という約束事なのです。 我が国においては概念上、「思想信条の自由」とな 158号がブレーキですが、 「保障」です。 経済的な面も含みます。 従業員代表との 雇用終了に関す 解雇者の選定 しか 19

差別の定義

なら国際的な定義を借りてくればいいのです。そういう例が実際にあかしい。他の国はそれぞれ定義しているのですし、日本でできないのます。それは差別の定義が不可能だからだというのですが、これはお先進国の中であらゆる分野に差別禁止法がない国は日本だけだと思いもう一つ、差別ということについても我が国では定義がありません。

こまでいっていません。 します。例えばセクハラ=セクシャルハラスメントです。これには二ります。例えばセクハラ=セクシャルハラスメントです。これには二とまでいっていません。 があります。対価型と環境型です。対価型は労働条件に不ります。例えばセクハラ=セクシャルハラスメントです。これには二とまでいっていません。 では、1995年北京会議でセクハラの概念規定が行なおが、同じ事例でも人によって違ってしまう。結論が出ないのでましたが、同じ事例でも人によって違ってしまう。結論が出ないのでましたが、同じ事例でも人によって違ってしまう。結論が出ないのでましたが、同じ事例でも人によって違ってします。とれも男女雇用機会対を対している。 が出ります。対価型と環境型です。対価型は労働条件に不ります。例えばセクハラ=セクシャルハラスメントです。これには二

当然刑法に該当します。しかし労働の場であれば、これはエチケット す。もし痴漢行為であれば、職場だろうが電車の中だろうが犯罪です。 どこが違うか。セクハラは男女雇用機会均等法の労働関係法規の中に の問題であり雇用主の責務の問題だろうと思います。 まりこれは、セクハラを職場における痴漢行為と解釈した賜物なので する」などと、すべてを刑法上の問題として定義しているのです。 ると。しかし、人事院の場合は「これ以上の行為は刑法第何条に該当 に働き、 はエチケットの問題だと思っています。男女に関わらず安心して快適 しかないのです。つまり民法上の問題でしかない。私は、セクハラと しいのは人事院のガイドラインです。 ただ、日本ではセクハラについてやや勘違いがあります。 かつ、自己実現の場を事業主の責任において提供すべきであ 経団連、連合も間違っています。 特に甚だ つ

なか分かりにくい。差をつけて取り扱うこと、分け隔て、と広辞苑に差別だということです。しかも日本語の差別は、辞書を引いてもなかたものを読み比べると、「人間の尊厳を冒し、平等を損なうこと」が何かを具体的に書いた国際文書はありませんが、ILOなどで書かれでは、差別についての定義をご説明します。人権に関わる差別とは

をすること」となっています。キーワードは「何らかの特性」「不当別や皮膚の色など何らかの特性を理由に、他とは異なる不当な取扱いでは、「人々を能力や職務に必要な資格の有無などとは無関係に、性労働法上、国際上の差別というものは理解できません。ILOの定義は書かれています。正統な理由無く劣ったものとして扱うことと書か

差別の根拠となる区別

な取扱い」です。

界の常識です。特に厳しいのはアメリカです。縁故採用は差別という 生が書かれています。こういう特性について不当な差別・不当な取扱 が公民権法の制定に踏み切ったのです。 求めた運動でしたが、60年代に全米で起こり、63年にケネディ大統領 民権運動が起こりました。これはアフリカ系アメリカ人の法的平等を 権の歴史に原因があります。 縁故採用などは優遇になるのです。縁故採用は差別だ、というのは世 れはある意味では「えこひいき」として子どもの世界の方があると思 本企業が見落としがちなのは、優遇が差別であるということです。こ 制限または優遇」が条約に書かれています。ここで日本人あるいは 国民的出身・社会的出身、それから国連文書の中には言語・財産・出 だけでなく、差別の固定化に繋がるからです。クラスアクションとい います。企業では優遇が差別だということはピンときません。しかし、 いを受けるということです。不当な取扱いとは、「不利な区別・排除 の根拠となる区別について、 「何らかの特性」とは何か。 包括的損害賠償制度の対象になっています。 1963年(昭和38年)にアメリカで公 人種・皮膚の色・性・宗教・政治的見解 条約本文に明記されているものに差別 しかし、ケネディは暗殺され、 これはアメリカの人

が、これは縁故採用になります。アメリカなら犯罪であり罰金を取ら 嫌われている制度です。 です。縁故採用に関してはアメリカだけでなく、 り、その企業はクラスアクションの対象とするということになったの が困難になったのです。そこで急遽、 労働関係で、 社の人事関係に携わっており、 在いる白人に対して知り合いの紹介を求めたため、 法律の施行までみることはありませんでした。 黒人排除を禁止しました。それで企業はどうしたか。 日本では反対にこれが普通です。 各大学を回り先生に紹介を頼むのです 縁故採用は差別の固定化に繋が この公民権法第7編が ヨーロッパでも忌み 返って黒人の就職 私もある会

です。 問題ですが、先ほどの国際基準に照らし合わせるとやや齟齬を感じま も決まっています。これは8つの原則と10のガイドラインから成りま たもので、当然内容は違ってきます。 きたのであり、 本だけ孤立するわけにはいきません。日本国内における世系とは同和 す。現在日本政府はこれを拒否するということを言っていますが、 国連が原則とガイドラインを示して対策を講じます。 インド、日本、ネパール、スリランカ、南部アフリカの一部を対象に、 さらに言語 日本の部落問題はインドのカースト制度の影響を受けているのは 来年国連は、 しかし、 ・財産・出生についてですが、 日本の部落は古くからの歴史と社会慣習から形作られ インドは5千年の歴史からカースト制度ができて 職業と世系による差別に対する規範を作ります。 特に問題になるのは出生 2008年施行 H

です。英語では、 の「いじめ」にぴったり合う言葉がないのです。 はそういませんね。なぜなら中国の漢字にはそういう概念がないから かよっている。 部落差別であり、 私は、 日本における社会病理には二つあると思っています。 いじめは必ずひらがなで書かれます。 もう一つは あるいはドイツ語ではどういうか。 「いじめ」 の問題です。 私は、 辞書には日本語 漢字で書ける人 これは非常に似 同和問題とは 一つは

> 準にはない別のスケールが日本の二大病理なのです。これを来年の国 関係なのです。 うにグループ対グループなのです。 書では差別にはこういう注釈が必ずついてきます。「個人のメリット 社会的ないじめではないかと思うのです。 が同じです。同じ日本人の間であり、 とは関係なく」という言葉です。つまり黒人と白人、男と女というよ ず「忌避」なのです。 取扱いと定めた「不利な区別や排除、 連のガイドラインで対策を講じろと言われても、 人的に感じています。 横の関係で忌避し村八分にする。このような、 または疎外、 しかし、いじめの問題はグループ 無視、 同じ子どもたちの間です。 制限または優遇」ではなく、 というものです。 それは国連が差別の不当な 日本はどうかなと個 英語

制とは裏腹です。 機等のパイロット・空港管制官です。 叩きをしても免責されます。 キリスト教では働くということは原罪であって、 ことは違法です。ただし、4つの職種については年齢を理由とした肩 は年齢です。日本には世界でも珍しい定年制というものがあります。 定年制を導入しようというEUの動きがあります。 です。現に大統領就任式で手を置いているのは憲法ではなく聖書です。 方の相違だと思います。 ア年齢は60歳くらいです。その背後にあるのは、文化的・社会的考え いているのかというとそうではない。連邦政府が公表した平均リタイ 2007年には一斉に退職する。 性的嗜好の4つが入りそうです。 です。そしてさらに検討されていることとして、年齢・障害・健康・ に入りたい。それは憧れでもあります。しかしヨーロッパでは逆に、 国際社会では「何らかの特性」とは条約の本文に書かれてい 公民権運動の結果できた法律なのですが、 EUの定年は、 アメリカは代表的なキリスト教原理主義の国 4つの職種とは、 この4つのうち日本にとって困るの 企業に対して65歳までの雇用を義務 アメリカには年齢差別禁止法があ ではアメリカはみな高齢でも働 年齢を理由に解雇する 警察官・消防夫・航空 一刻も早く年金生活 これは日本の定年 、るもの

は57歳から62歳に引き上げるという計画です。が、2021年までに67歳に引き上げる計画が進行中です。イタリアものでも事情聴取されます。ちなみにドイツでは年金は65歳支給です付け、解雇してはならないというものです。たとえ本人の申出による

ではありません。 EU憲法第3章の「平等」の中で、でさらに「遺次に健康について。EU憲法第3章の「平等」の中で、でさらに「遺次に健康について、EU憲法第3章の「平等」の中で、でさらに「遺次に健康について。EU憲法第3章の「平等」の中で、でさらに「遺

差別の種類(間接差別について)

雇用の機会を平等に与えるという主旨であると説得して回りました。 割合で否定的な影響を与える場合」と間接差別が定義されています。 例えば「必ず女性が影響を受ける」という差別です。こうした定義は 施行される時は企業の抵抗感が強かった。私も、 です。これは企業や事業主の要請もあります。 日本のように男女差別などと定義していません。 ころ中立的規則や基準、 日本と国際社会では大きく違っています。ILOでは、「一見したと ます。これは「受ける影響の差」ということから見た差別の分類です。 るとなっています。一つは直接差別です。取扱いの観点から見た差別 では差別の種類は何か。ILOでも国連でも、 例えば女性だからダメだという差別です。次に間接差別があり あるいは慣行が特定集団の人々に非常に高い 男女雇用機会均等法が この法律はあくまで 日本は非常に狭いの 差別には4種 類 あ

> す。 婚し子どもが出来ても継続して働く。 ちなみに日本は世界一男女賃金格差の国です。過去約30年遡った資料 ナスや社会保険も保障されています。派遣やパートにはありません。 の中心は、実はフルタイムの正社員とパートタイムとの時給差なので 差別になります。特にヨーロッパにおけるこの間接差別をめぐる争い 今度の法改正では男性に対する差別も禁止されます。これは当然です。 まだ、そこまでいきません。 ません。何故なら、女性も社会に出て働くことは当り前であって、結 する。そういう現象がこれほど顕著に出るのは日本をおいて他にあり ません。また、日本の女性特有のM字型就労があります。22歳をピー しかない。その理由として、女性は勤務期間が短い、アルバイト・パ を見ても、 います。それに対し日本の場合、 別が理由でなくても、これは国際的常識から言えば女性に対する間接 はパートの雇い止めなども いるとともに、社会的な合意があるからなのです。日本の場合はまだ ートが多い、派遣も多いということですが、これは国際的には通用し なっていますが、実際にパートやアルバイトは女性が非常に多い。 それから禁止される差別が追加、 各国とも、男女同一労働・同一賃金の原則を貫く法体系になって 結婚子育てで退職し家庭に入り、また45歳をピークに再び就労 男性の賃金を100とすると女性は62~65です。三分の一 「性別を理由とした差別は禁止される」 正社員は身分化されています。 明確化されます。 そういうシステムが形成されて 例えば改正法で

は85%くらいが平均です。どうしても女性は世界共通して家庭責任がるという判決がすでに出ています。10年前ですが、長野県でのマルコるという判決がすでに出ています。10年前ですが、長野県でのマルコます。しかし日本でも、フルタイムとパートと正社員との間に20%以等報機事件が長野地裁でありました。パートと正社員との間に20%以上の差があるのは違法であると。つまり目安は20%なのです。先ほど日本では男性の三分の二、65%くらいであると言いましたが、長野県でのマルコとのように、ヨーロッパでは時給差をめぐる争いが大半を占めてい

より2%低いのです。 重くかかっていますので、男性に対して85くらいである。日本はそれ

というのが世界的な流れです。見えない差別を見えるようにしよう差別を可視化するものなのです。見えない差別を見えるようにしよう会議があるから認めないというのは間接差別にあたる。間接差別とは、ダメです。例えば授乳のために早く帰らなければならない女性に対し、次に、男性をモデルにして決められた会議、職場のスケジュールも

4別の原因の究明と根絶を

社会的な根本的改善策」です。 をひっくり返していたのです。諮問されたのは、「同和地区の経済的 と「実態的差別」という定義ができました。 答申というものがあります。 上げると50cm以上にもなる量ですが、最後の「結語」部分ですべて 定義を読んだのですが、 した。それは同和問題です。1965年に行なわれた同和対策審議会 つては世界の先頭を切っていた人権に関する取り組みと定義がありま 21世紀は人権の世紀だと言われ続けています。 最後は腹が立ってきました。 そこでは、差別について「心理的差別 結語として出された副題は、「同和行 当時は私も感動してその そして、 あの答申は積み 日本にはか

の方向」なのです。その中身である6つのポイントは行政が何もし政の方向」なのです。その中身である6つのポイントは行政が何もし政の方向」なのです。その中身である6つのポイントは行政が何もし政の方向」なのです。その中身である6つのポイントは行政が何もしないます。

つ、十分な情報の提供だと思います。
そのように、差別の結果が解消されたとしても、それで差別問題が
それからもう30年経った今は電子版が出てきています。この問
私は現役の課長補佐でした。激しい抗議を受け、説明を求められまし
なくなったわけではないのです。現に地名総鑑事件が起こったとき、
くならない。では元栓は何かというと、採用選考時における必要、
かられましるない。では元栓は何かというと、採用選考時における必要、
ない。では元栓は何かというと、採用選考時における必要、
かって、十分な情報の提供だと思います。

社会的評価や近所の評判を調べる。 です。 ろは、 用担当者にとって役に立ちません。情報がないから他の何かを求める。 けがついてしまいます。それから一般的な学歴や趣味なども当然ダメ 写真添付はダメです。黒人・白人・ヒスパニック系などが写真で見分 遅れているかの目印だと思います。世界の国で様式を決めているとこ 加えたら、 日本以外では韓国とシンガポールくらいです。他の国ではまず 統一応募書式が採用されていますが、 言ってみれば、 それは日本の履歴書になるのです。そういう履歴書は採 パスポートに志望動機と写真と学歴と趣味を付 それが身元調査に繋がっているの これなどは日本が かに

要があると思います。 学生が一番知りたいことです。日本は定期採用を根本からやり直す必 繰り返すことで、企業で働くことがどういうことかを知るのです。 制度を利用して働いてもらおうとしているのです。学生もそれを毎年 ものです。短時間の面接でそこまで分かるわけがありません。しかし、 企業は労働慣行を見直し、 ては企業が中核の労働力を養成していましたから。今は無理ですね。 の企業の雰囲気はどうか、人間関係はどうか。こういうことは日本の はない。これから夏休みに入ったら、2ヶ月間くらいインターシップ て企業が大学にやってくるわけです。しかしこれは就職試験の面接で におしかけ、 会経験が平行しているものです。6月頃になると企業が大挙して大学 アメリカやヨーロッパではすべて「デュアル」です。それは教育と社 れも社会生活上の関係です。実際に同じ職場で仕事をして見えてくる と思います。これは履歴書を見ただけでは絶対に分かりません。いず です。これは江戸時代に遡る、日本の歴史的経緯で成り立っています。 から派遣を使う、あるいは偽装雇用をするとかではなく、ということ 企業側が今本当に求めている情報は、本人の意欲や能力、 約30箇所ある小部屋で学生と面接をします。 かつてはそれでよかったかもしれません。 労働市場を正しく使うべきです。単に安い 日本と違っ 協調性だ かつ そ

必要な国際的潮流への対応

NGOも対象にしています。98年にILOから「仕事における基本的ティビリティ」の略です。Cは「コーポレーション」です。行政もこれは暫定的定義で「SR」と決まっており、「ソシアル・リスポン月に発効されます。CSRについては時間の関係で説明を省きます。今後は労働分野においても、CSRについてISOが2009年1

です。 です。 です。 です。 です。

た企業と人権の関係が波のように押し寄せてくるのです。 特徴は3つです。まず、企業というものを国と同格の人権に対する責特徴は3つです。まず、企業というものを国と同格の人権に対する責いを業として、3番目は企業の就業規則にこれを書き込み、かを業細に書いたこと、3番目は企業の就業規則にこれを書き込み、かを業行することと併せて、2番目は企業の就業規則にこれを書き込み、かを業であることと併せて、2番目は企業の就業規則にこれを書き込み、かを業にすることと併せて、24の人権に対する責に対する人権の規範が発効します。

可能性があります」という説明がありますが、 働省の資料の中に、「なお、省令で定めるもの以外については、 書かれています。 なくなると思います。 2年も持たないでしょう。 道を付ける法律とは不完全な法律なのではないでしょうか。おそらく 法違反ではありませんが、裁判において、 のです。これは国際的に見て三周遅れくらいの時代遅れです。 日本の法体系に加わったのだからこの程度いい、という妥協の産物な 改正均等法では、 しかし、これでは持たないと思います。 具体的に何が間接差別にあたるかいくつか 国際社会からも批判されて改正せざるをえ 間接差別として判断される わざわざこういう逃げ 間接差別が この例が

です。こういう長い歴史があるのです。
です。こういう長い歴史があるのです。
です。こういう長い歴史があるのです。
です。こういう長い歴史があるのです。
です。こういう長い歴史があるのです。
です。こういう長い歴史があるのです。
です。こういう長い歴史があるのです。
に投票した経験がない者はすべて抗さば、1867年までに投票した経験がない者はすべて読み上げさせるということをしました。例ましたが、南部の人たちは何とか阻止しようとしました。従って、投票する者はすべて州憲法を読み上げさせるということをしました。例ました。
です。こういう長い歴史があるのです。
です。こういう長い歴史があるのです。
間接差別とは、二者が直接対決しないこと、中間に第三者を介して

(第8回就職差別撤廃東京集会 2007年6月5日)